

## 1. 趣旨

このマニュアルは、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の研究・開発活動で使用される危険物に関わる事故を未然に防止するため、その管理・取扱い手順について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 適用範囲

- (1) このマニュアルの対象とする危険物は、消防法（以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する危険物のうち、研究所の研究・開発上使用されるもの（以下「危険物試薬」という。）とする。
- (2) 危険物試薬は、研究所内に持ち込まれた時点からこのマニュアルの適用を受け、このマニュアルおよび関連規則にしたがって研究所外に持ち出され、適正に処理された時点でこのマニュアルの適用からはずれる。
- (3) 全ての危険物試薬の管理は、このマニュアルのほか、総合地球環境学研究所試薬管理マニュアル（以下「試薬管理マニュアル」という。）に従う。危険物試薬のうち、毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する毒劇物の管理は、総合地球環境学研究所毒劇物管理マニュアルに従う。

## 3. 危険物試薬の保管・管理

- (1) 新規に危険物試薬を購入又は持ち込んだ者は、薬品管理システム（以下「CRIS」という。）に登録を行い、容器に管理番号のラベルを添付する。ただし、一時に大量（10 リットル以上の液体又は 1 キログラム以上の固体）の危険物試薬を購入又は持ち込む場合には、事前に、総合地球環境学研究所研究基盤国際センター計測・分析部門長（以下「部門長」という。）に通知し、その指示に従う。
- (2) 危険物試薬は、部門長の指示の下に、以下の施設の保管庫に保管する。
  - ①実験室 9
  - ②実験室 14
  - ③危険物室 1
  - ④危険物室 2
  - ⑤危険物室 3
- (3) 危険物試薬を保管する保管庫の鍵は、総合地球環境学研究所毒物及び劇物の管理に関する規則（平成 14 年 9 月 24 日制定規則第 92 号。以下「毒劇物規則」という。）

第4条第1項に定める毒劇物管理責任者（以下「毒劇物管理責任者」という。）が、これを管理する。

- (4) 毒劇物規則第4条第1項に定める主任毒劇物管理責任者は、CRISに登録されている危険物試薬の点検及び在庫との数量照合点検を行い、点検結果を、実験施設委員会に報告する。
- (5) (4)に定める点検作業は、年に1回以上実施する。

#### 4. 危険物試薬の使用

- (1) 危険物試薬を取り扱う者は、その使用に関し、毒劇物管理責任者の指示に従わなければならない。
- (2) 危険物試薬の使用に際しては、試薬管理マニュアル5(1)に従い手続きを行う。

#### 5. 危険物試薬及びその容器の処理

危険物試薬及びその容器の廃棄は、総合地球環境学研究所実験施設実験廃液・廃試薬貯留廃棄マニュアルに従って行う。